

国際シンポジウム	97
国際ワークショップ	99
部会研究会	100
研究員紹介	104
活動記録	104
編集後記	104



科学研究費補助金・学術創成研究費

ポスト構造改革における 市場と社会の新たな秩序形成

—自由と共同性の法システム—

科学研究費補助金・学術創成研究費
(平成19年度～平成23年度)
研究課題番号 19GS0103

国際シンポジウム

平成23年度 第1回 国際シンポジウム

(日澳比較法セミナー)

家族と社会的給付システムの将来

日時：平成23年9月26日(月)～28日(水)

場所：京都大学法経本館4階 大会議室

第1日目 ++++++

Familienbilder—Familie in Österreich

クリスチアーネ・リレ＝プファイファー氏

(ウィーン大学オーストリア家族研究所研究員)

Familie als Ort der Weitergabe kulturellen Wissens

イングリット・ゲトロイヤー＝カーグル氏

(ウィーン大学教授)

Neue Überlegungen zum Sozialrecht

- aus Sicht des Modells der Familie

水島 郁子氏 (大阪大学大学院法学研究科准教授)

示された。

ゲトロイヤー＝カーグル報告：続いて、本報告では、日本の食文化の変遷を1つの題材として、「伝統的」家族というイメージが持つ神話的な虚構性が検討された。日本において伝統的食文化の衰退が叫ばれる時、しばしば持ち出されるのが米消費量の減少である。しかし、そもそも、米が一般家庭の主食として本格的に普及したのは1960年代以降のことであり、日本が経済成長の中で自国の伝統のイメージを好意的に再構築していったことと関連している。貿易構造の変化による種類の減少や集合住宅の増加による摂取の機会の減少に加え、女性の社会進出による調理方法の伝達機会の減少が起こった魚のように、伝統の継受が滞ってきたのも確かであるが、同時に、理想の食生活と実際の食生活とがしばしばずれてきたことにも注意が必要である。それは食卓での団らんという家族イメージに顕著に現れており、1つのテーブルを囲んで家族が食事をするという光景は、基本的には、戦前に萌芽を持つ国家のイデオロギー政策が、高度成長期に物理的条件を満たす中で広められた虚構である。家族神話は、母(家庭)・メディア・国家の三者の間で繰り返される相互作用の産物と見るべきであり、日本の食文化にしても、直線的に崩壊に向かってきたと言うよりは、漸次的・継続的に変化してきたものと捉えるべきである。以上の報告に対し、参加者からは、自らの経験も踏まえた意見が出され、家族の団らんの在り方は親の職業の違いなどにも左右されるのではないかとといった指摘や、伝統の創造においては個人が自身の願望を積極的に表出させた側面もあるのではないかとといった疑問が聞かれた。



水島報告：近年の家族変容は、世帯人数の減少、単身世帯の増加、高齢者世帯の増加、離婚の増加(及び非婚・パートナーの不在)といった内容を持って把握される。家族を重視する認識は高まっているものの、こうした家族スタイルの多様化は伝統的な家族モデルを動揺させている。水島氏は木村敦子氏(京都大学法学研究科准教授)が提示した3つの家族モデルを念頭に、家族の変容が進む中で今日なお伝統的家族観が支配的な、社会保障制度・法政策の再検討を試みる。木村氏は、婚姻家族を家族法の標準に据える「婚姻家族モデル」、個人主義の観点から家族をとらえる「個人主義的家族観」、契約の観点から家族を捉える「契約的家族観」を提示する。社会保障法は、法律婚主義を原則とするうえで婚姻家族モデルを支持するが、医療保険や年金保険では事実上婚姻関係と同様の事情にある者にも保護を拡大している(但し、扶助や手当に対する不正受給の問題や、生活形態によっては保障から除外されてしまうという問題がある)。また、介護保険は社会による介護の視点を導入した点で個人主義的家族観に重なる。契約的家族観については現行の社会保障制度に直接対応するものはない。水島氏は、個人主義的家族観に対しては「社会が家族の役割を完全に代替できるわけではない」として限界を指摘する。また契約的家族観に対しては、家族が要保障状態になった場合に契約を解消するケースがありうることで、その際に社会保障ニーズが発生することには違和感があると述べている。



【概要】リレ＝プファイファー報告：本報告は、共同体が変遷していく中で生まれてくる社会的な緊張が、家族という場においていかに現れているかを、第二次世界大戦以後のオーストリアを例に検討したものであった。報告は、まず、家族に関する定義の困難さを指摘するところから開始され、とりわけ、内縁関係などといった

実質的な意味での家族関係が見落とされてはならないことが強調された。続いて、そうした問題意識の下に収集された統計的データに基づく分析が披露され、少子化が進展し、さらにはそもそも子のいない家庭が増加し、逆に四人以上の子を含むような多子家庭が減少していること、また、子を持つ家庭でも内縁夫婦や片親が増加していること、第一子出産年齢や初婚年齢の上昇や、複数人の子がいる場合の兄弟間の年齢差の減少など、出産の在り方にも変化が見られること、さらには、出生総数の減少および総出生率の低下、非嫡出子の割合の増大、結婚の減少と離婚の増加が起こっていることが指摘された。こうして、形態から形成の動機まで、家族をめぐる様々な面で多様化が進む中では、家族が仕事かといった選択を日常的なものと捉えたり、血縁を絶対視せず人間関係を個人の選択の問題としたりするような傾向が出てきているが、他方では、こうした動きへの一種の反動として、ある場面では仕事よりも家族を重視するといった「反省的伝統化」の動きも見られるようになってきている。以上の議論に対し、参加者からは、統計の取り方に関する質問や、EU内での移動の自由化以降における「家庭」の確定の難しさに関する指摘が提出された他、「反省的伝統化」には、そもそも別の伝統を有している移民の増加なども影響しているのではないかとといった見解が提

社会保障法は生存権（憲法 25 条）という個人の権利に根源を求められるが、水島氏は完全な個人単位化よりも、①個人のニーズに対する保障をした上で、②家族がいる場合に必要に応じて調整、というスタンスを取る社会保障法制度のあり方を提唱する。家族の観点を重視した社会保障法を展開する場合でも、「子育てや介護を媒介に家族の意義を考えなおすことは、1つの可能性である」とする。

質疑応答では、提示された家族モデルでは子どもはどのように位置づけられるのか（木村氏は婚姻家族モデルでは婚姻家族を形成することが子どもの養育に最適と考えられ、足りない場合に国家や社会が保護すべきと考えられると返答）、水島氏の提案に対し、社会給付の個人化は具体的にどう行なうのか、家族がいることを考慮した場合に公平・正確な調整は可能かといった、報告内容に対する質疑のほか、日本の社会保障の現状に対する質問がなされた。

第 2 日目 ++++++

Familie und Bildung

グートルン・ビッフル氏（ウィーン大学教授）

The General Theory of Market Equilibrium: Production and Consumption of Satisfaction (Value)

荒山 裕行氏（名古屋大学経済研究科教授）

Wenige Familienpolitik in Japan

服部 高宏氏（京都大学大学院法学研究科教授、研究分担者）

【概要】グートルン・ビッフル報告：本報告では、家族環境と教育との関係に関する数量データを基にした分析が提示された。この問題を扱った従来の調査では、各生徒の成績といった指標にのみ焦点が当てられ、各家庭の親子間に認められる具体的な接触など、質的な問題が見逃されがちであった。2000年代になって開始された OECD の PISA 調査はこうした側面までも考慮に入れることを可能にした点で画期的と言える。その PISA のデータを分析してみると、例えば学歴の低い親の場合、そもそも子に進学を期待しないといった傾向が、数量的に見える形で現れている。その上で、特に重要なのは、国や地域ごとの違いで、例えば、アメリカ、イギリス、フランスといった先進国の場合、片親家庭であることは子の教育に悪影響を及ぼしているが、旧共産圏や途上国ではこうした因果関係は認められない。ここから言えるのは、社会的共通資本の重要性であり、各社会とそこにある家庭及び学校のそれぞれについて、こうした共通資本がどの程度成熟しているかの総合的な結果が、教育に大きな影響を与えているということである。最後に、アジア諸国をも含めた多国間比較のデータが提示されることでこうした指摘に実証的な裏付けが与えられた。参加者からは、母親が働きに出ている家庭ほど子の教育水準が高いといったデータの結果について、直感的なところに反するが何故かといった点や、日本のデータについて、短大や高専を大学と一括して良いかといった点が指摘され、活発に議論が行われた。



荒山報告：本報告では、家族（家計）が経済学で如何に扱われているかについての考察に基づいて行われた。新古典派経済学では、「市場価値すなわち価格」が「価値」を代表しているために家計が生産から切り離され、言わば外付けされる形で市場均衡論が確立された。つまり、新古典派経済学の体系の中では、家計、つまり家族が経済理論の埒外に置かれてきた。そうした状況は、1970年代に確立した一般均衡理論でも同様であり、家計内における労働は部分均衡においては認めうるものの一般均衡の分析は行われていない。しかし、家計を内包する一般均衡



モデルの構築は、経済現象のさらなる理解と分析のために非常に重要であり、そうしたモデルの全容が示される必要がある。そこで、本報告の締めくくりとして、新古典派の一部門一般均衡モデルが家計を内包する一般均衡モデルの特別な場合に一致していることが示され、家計を一般均衡モデルに組み込み、経済分析に反映させるための今後の理論的展開が示唆された。こうした問題の原因の一端としても家族政策の貧困が指摘された。

服部報告：本報告では、日本における家族政策の欠如という視点から家族像をめぐる問題と家族政策の必要性が論じられた。まず、日本において、これまで家族政策という視点から家族というものについて十分取り組まれていないことがドイツやオーストリアとの比較から論じられた。また、少子化対策のような家族政策に相当するものはあるものの「家族政策」とは呼ばれてこなかった点について、戦前の家族制度との関係を通じて検討された。具体的には、戦後の家族制度は、戦前の「家」制度への警戒感からそれを全否定し、集団としての家族を法の表面から捨象したことが挙げられる。このような現行家族法は、その「先取り性」と「柔軟性」によって日本社会と家族の急速な変化に対応できた反面、必要な時期に公共的な議論によって何が法的に保護に値する家族であるべきなのかということが十分に議論されないという事態をもたらした。そのため、日本では統一的な家族の理解が採られてこなかったのである。今日、新たな家族観が提唱され、家族の位置づけに関する議論も多様な問題を抱えているが、こうした問題の原因の一端としても家族政策の貧困が指摘された。



以上のような報告に対し、まず、労働市場との関係からいくつかの質疑が行われた。その上で、企業での労働者の働き方、あるいは家族像の在り方について議論された。また、生命医療の領域でも家族像欠如が問題となっていることが指摘され、そこから現行の民法における家族像の規定、今後の改正に関わる問題についても議論が進展した。最後に、日本との比較として、オーストリアでも家族像について同意があるわけではないことが指摘され、EUにおける取組が求められていることが指摘された。

第 3 日目 ++++++

Soziale Sicherheit im Wandel der Entwicklung von Familie und Gesellschaft

ヴォルフガング・マーツァール氏

（ウィーン大学教授）



【概要】本報告は、家族と社会の変化・変容は社会システムにいかなる影響を及ぼしており、それに対して社会はどう対応すべきか、という問題についてまとめている。

今日の社会の変容としてあげられるのは、①グローバル化、②個人化（オーダーメイドに対する要求の高まりと供給、また人生に主体的な選択が求められるようになったこと）、③人間関係の細分化、多様化である。個人にも合理化、個人行動における理性の重視（感情面の軽視）、市民の政治参加の度合いの高まり、といった傾向がみられる。オーストリアでは、家族の構成も法制度も、多様化が進んでいる。

日頃で共通しているのは、介護や食事などの家族役割のアウトソース化が進んでいること、女性が高学歴となり、労働市場への参加が進んでいること等である。社会の資金繰りは次世代へツケを回す形で行なわれ、個人の労働負担、プレッシャーも大きくなっている。グローバル化の中で低賃金国への対応も迫られている。家族役割にはしつけや食文化の継承などの多目的意義があるが、家族サービスの労働市場への転嫁はこうした付随的效果を考慮に入れず、これまでの議論は経済的観点を偏重してきた。全体的

な社会状況を見れば、個人化が進む個人の志向形態と社会規範は反目するか、同じ方向に向かってはいない。人生設計も、設計の実現も難しくなっている今日、家族・家庭の多様化を受容することが社会保障に求められている。原則的な改革を求められる国のほか、使用者・被用者団体、NGO といった立法に携わる機関も、家族変容への対応を迫られているといえる。

我々はどうのような社会形成を行っていくべきか。具体的な状況の中で、誰がどのような機能を果たすべきなのかを考えていく必要がある。個人に対する社会保障が可能になれば、家族や子を持つことができる。社会保障は、個人が自分の選んだ生き方を支えるものであるべきである。マーツァール氏は、社会保障法と家族内の位置とのつながりを解くことができれば、多様化の中で社会保障法が家族に対して新たな地位を得ることができるとする。

質疑応答では、家族役割に対する期待の高まりがひずみをもたらしていること、色々な形があっていいというオープンな家族観を持つべき、支配層の価値観を押しつける手段としての法から解放されるべき、社会保障はなるべく自由を保持しつつ安全策も提供することが重要である、といった見解が出された。

国際ワークショップ

平成 23 年度 第 1 回 国際ワークショップ

モーリッツ・ベルツ氏

(Prof. Moritz Bälz : フランクフルト・アム・マイン・ゲート大学教授)

「経営判断原則」の日独比較

The Business Judgment Rule - A Japanese-German Comparison

日 時 : 平成 23 年 6 月 17 日 (金) 10:30~12:00

場 所 : 京都大学法経本館 3 階 小会議室



【概要】本報告は米国の判例法に起源を有する経営判断原則が、日独両国においてどのような形で継受されたのかについて、多角的に比較検討するものである。要旨は、以下の通りである。

(1) 各国における経営判断原則の内容 : 米国の (デラウェア州) 判例法における経営判断原則とは、「取締役の経営判断は、十分な情報に基づき、誠実に、会社の利益になるとの誠意ある信念のもとなされたものであると推定される」というものである。この原則は、利益相反行為・違法行為・不十分な情報収集に基づきなされた行為には適用されない。

日本における経営判断原則は、東京地裁平成 16 年 9 月 28 日判決にも見られるように、審査基準が緩和されているように見える点、裁判所の後知恵的判断を抑止している点及び情報収集を重視し判断過程に着目している点で米国と類似しているが、判断内容にも審査が及んでいる点で米国とは異なっている。近時の最高裁判決においても、株式買取価格の適切性という判断内容にまで裁判所の審査が及んでいる。

ドイツにおいてはアラク・ガルメンベック判決において経営判断原則が承認され (もともと、取締役の責任追及の訴え提起についての監査役会の判断には同原則の適用はないとされた)、その後、成文化された (株式会社 93 条 1 項 2 文、116 条)。その内容は、経営判断にあたって十分な情報のもと誠実に行為したことを取締役が立証すれば、義務違反はないとされる、というものである。

(2) 比較検討 : 経営判断原則の正当化根拠としては、①取締役に関すること判断が全面的に委ねられているという考え方、②経営判断の専門性、③不確実な情報のもとでなされる判断を後から非難すべきでないこと、④経営者の人材確保等が挙げられるが、①は日独では必ずしも当てはまらず、②も同じく専門性を有する医師や弁護士との違いを説明できない。③が比較的説得的である。

経営判断原則が成文化されているかどうかという点はあまり重要ではない。ドイツでは成文化されているものの、文言が抽象的であり、これにより運用上の違いは必ずしも生じないからである。

判断内容については米国では審査対象とはならないが (ただし、この点については質疑応答において異論も出された)、日本では審査対象となる。ドイツでは判断過程と判断内容を区別して議論がされているわけではないが、取締役の判断が過度なリスクに該当する場合には誠実性の要件を充たさないと考えられており、この限度では判断内容にも審査が及んでいる。

立証責任の所在は、米国とドイツとは、反対になっている。日本における立証責任の所在は、報告者にはよく分からない (米国に近いようにも思われる)。

経営判断原則の目的は、取締役の説明責任の確保と適度なリスクテイキングの促進とのバランスを図ることにあると考えられ、日独における経営判断原則の法移植が成功したといえるか否かは、この目的が達成されているか否かという機能的考察により判断されるべきである。そして、同原則が上手く機能しているか否かの判断においては、独立取締役の果たす役割・株主からの責任追及のあり方・裁判官の経営判断能力等の各国それぞれの事情が考慮されるべきである。

* * *

平成 23 年度 第 2 回 国際ワークショップ

ルイス・アロヨ・サパテロ氏

(Prof. Luis Arroyo Zapatero : カスティーリャ・ラ・マンチャ大学教授、国際社会防衛学会会長)

新倉 修氏 (青山学院大学教授)

高山 佳奈子氏 (京都大学大学院法学研究科教授、研究分担者)

世論と刑罰

Public Opinion and Punishment

日 時 : 平成 23 年 8 月 9 日 (火) 13:15~14:45

場 所 : 神戸国際会議場 404 号室



【概要】アロヨ=サパテロ氏は、EU 諸国などの統計データを基に、スペインにおいてマスメディアのキャンペーンが治安や刑罰に関する国民世論を大きく左右し、そこから政策形成への影響が生じる現象の起きていることを指摘する。現実には犯罪情勢が改善しているにもかかわらず、厳罰化を求める世論の圧力により刑務所人口が増加していることは問題であると結論づけられた。次に、新倉氏は、死刑に対する態度として、「世論が死刑を支持している」ことを理由にこれを維持してきた日本政府のあり方と、必ずしも世論が死刑廃止に積極的でなかったにもかかわらず誤審事件などを契機として廃止に踏み切ったフランス政府のあり方を例として対比させ、そこから、世論と刑事立法政策とのかわり方を類型化する。「世論は神様」とする A タイプ、「世論は従うべき対象としてのお上」とする B タイプ、「世論は宣伝の向けられる対象」とする C タイプが現実に見られる中、市民社会が目指すべきなのは「主権者としての世論」としての D タイプでなければならないことが述べられる。最後に高山氏は、ここ 10 年ほどの日本の刑事立法の動きが、被害者・遺族運動に端を発した

世論の要求に強く後押しされたとする。裁判員制度、刑事訴訟への被害者参加、少年事件の成人手続化、交通事犯を始めとした厳罰化、殺人罪の公訴時効の廃止、検察審査会の強制起訴制度の導入などがその例であり、事件間・犯罪間の取扱いに不均衡が生じているとされる。こうした世論は、刑罰理論や死刑の効果などに関する無知に基づいている部分があることが問題として指摘された。

以上の報告に続く討論では、スペインと日本の双方で、マスコミによる世論操作の余地が共通の問題になっていることが確認された。しかし、スペインを含むヨーロッパではすでに死刑が廃止されており、死刑廃止を世界の他の地域にも拡大しようとする動きが進みつつあるのに対して、日本や中国などのアジア地域の多くの国ではそうではないことをどのように評価するかという疑問が提起された。これについては、少なくとも日本では犯罪情勢や死刑の抑止効果に対して国民の間におお誤解が浸透している上、国際的な死刑廃止の潮流も知られていないことが指摘された。ただし、裁判員裁判の順調な運営にも示されるとおり、日本人は刑事の問題に関心を持っており教育水準も一般に高いことから、正しい知識が与えられれば今後世論のあり方も変化していく見込みがあるとの議論もあった。

部会研究会

平成 23 年度 第 1 回社会秩序形成部会研究会

◇日 時：平成 23 年 4 月 25 日 (月) 11:00~18:00

◇場 所：メルパルク京都 6 階 会議室 3

◇報 告：名古 道功氏 (金沢大学人間社会学域法学類教授)

「集团的労働法理論の現状と課題」

奥田 香子氏 (近畿大学法科大学院教授)

「労働条件決定システムにおける

『労働組合』の関与をめぐる問題」

木南 直之氏 (新潟大学法学部准教授)

「労働組合法上の使用者概念と団交事項」

皆川 宏之氏 (千葉大学法学部准教授)

「労働組合法と労働者概念」

【概要】今回の部会研究会では、構造改革に伴う社会・経済的な変化を受けて、労働組合をめぐる法制にいかなる理論的・政策的な対応が求められているかを軸として、労働法の観点から報告が為された。

名古報告：最初に、名古道功氏が、戦後から今日に至るまでの労働法理論の流れを俯瞰する中で、現在の集团的労働法理論が示している動向を整理した。第二次世界大戦後、多くの労働組合が急速に形成され、労使紛争も数が増す中、労働法学者は、集团的労働法を軸に理論の構築を進めたが、この動きは、1960 年頃までに一つの完成を見た。しかし、高度成長による労働環境の変化を受けて、70 年代以降は次第に見直しが行われていき、特に 90 年代以降になると、集团的労働法よりも個別的労働法に関心が向けられていった。この背景には、構造改革の中、非正規労働者の増加もあって、労働組合の組織率が低下したこと、企業再編により使用者概念が多様化する一方で、組合側も対応に苦慮したことなどがあった。ただ、他方では、コミュニティ・ユニオンなどの新たな組織形態も現れており、集団の意義に対する再評価が行われてきている。今後は、企業別労働組合から産別労働組合への移行を阻害する要因の有無など、より個別的な論点について、理論的検討が為されていく必要がある。報告後、参加者の間からは、労使関係論との学際的研究の要否などについて意見が交わされた。

奥田報告：名古氏の整理と関連する形で、奥田香子氏は、こうした現代の労働組合が個々の労働者の労働条件決定に関わる際の正当性を軸として、今日の労働法理論が抱えている問題を指摘し

た。これまでの日本の労働組合は、企業別労働組合が主であったことから、従業員代表として機能していると理解されてきた。しかし、組合の形態が多様化している現在、組合代表と従業員代表との潜在的な乖離は拡大している。だとすれば、過半数代表としての企業内組合を前提として、労働組合法を検討し、労働者代表制を構想することには限界があるのではないかと。法理論上、特に問題となるのは、過半数組合の優位と少数組合に対する使用者の中立保持義務との関係であるが、近年の個別的労働関係法においても、労働条件決定の個別化をどのように考慮するのかといった点はやや曖昧であり、立法論・解釈論両面でのより精緻な議論が必要である。以上の報告に対し、組合代表と労働者代表との齟齬の可能性といった問題については、過半数組合の優位を規定した当初の立法者の意図からして必ずしも明確ではないのではないかと、といった点が議論された。



木南報告：木南氏の報告は、労働組合法における使用者概念についてである。労組法上、不当労働行為救済問題において使用者概念がどのようなものであるか、またどのような事項が団体交渉事項に該当するかについてはこれまで議論の対象とされることが極めて少なかった。判例、労働委員会は団体交渉義務を負う「使用者」を、「労働関係ないしはそれに隣接ないし近似する関係を基盤として成立する団体的労使関係上の一方当事者」と解する。また朝日放送事件 (最三小判平成 7 年 2 月 28 日) は、使用者を「部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位」と定義し、この使用者概念がその後のケースで適用されてきた。しかし、ここ 10 年における企業再編、企業買収・合併 (M&A) などにより、従来の使用者概念で扱うことができない企業類型が出てきていることを木南氏は指摘する。その後の議論では、企業が再編された場合にどのような事項が団体交渉事項として認められるのか、使用者概念を類型化した場合その基準はどうすべきか、判例法理は企業別労働組合を前提とした論理を展開してきているが、子会社の労働組合に親会社との団体交渉権は認められるのか、非組合の場合はどうかといった点が話し合われた。



皆川報告：皆川氏は、本報告の課題として、① 労組法上の労働者性判断基準に関する学説・判例・裁判例の整理、② 平成 23 年最高裁判決の意義、③ 集团的労使関係法において労働者性をどのように捉えるべきか、の三点を挙げる。① として、労組法上の労働者概念が問題となるのは不当労働行為 (団交拒否) の成否に係る場合が多い。そしてこの場合の労働者性は、恒常的に不可欠な労働力として会社組織に組み込まれていたか、経済的従属性が存在するか、指揮監督下にあり、時間的・人的従属性があったか、といった点から判断される。② として、労働者性が実質的に認められた平成 23 年の最高裁判決が二つ紹介された。③ として、平成 23 年の最高裁判決をみた場合、労組法上の労働者性判断枠組としては労働基準法におけるそれと同様の判断要素が出てくるものの、指揮監督や組織従属性があったら労働者性があるとまでいえるのか明らかではないことが指摘される。この点につき、労組法上の目的から労働者性を説明しきれるか、労働者性の判断にあたり、労基法上の従属労働論に加え、どこまで労組法を適用することが適切か、といった問いが論点として出された。

* *

平成 23 年度 第 1 回市場秩序部会研究会

◇日 時：平成 23 年 5 月 20 日 (金) 14:00~18:40

◇場 所：京都大学百周年時計台記念館 2 階 会議室 III

◇テーマ：「金融規制の再構築」

◇報 告：池尾 和人氏 (慶應義塾大学経済学部教授)

- 「金融危機とその後の規制改革」
- 西口 健二氏 ((株)日本総合研究所理事)
- 「金融規制とリスク管理実務」
- 谷澤 満氏 (弁護士)
- 「金融規制と法律実務」
- 木下 信行氏 (日本銀行理事)
- 「金融危機後における資本市場改革」

【概要】今回のワークショップでは、今次の金融危機以降、活発化した「金融規制の再構築」について、実務の視点と学術の視点を横断する形で議論が行われた。

池尾報告：本報告では、金融危機発生メカニズムの分析を通じて、近年の規制改革に対する評価が行われた。ある問題が金融システム全体の危機へと至る過程は二段階に分けることができ、まずは、住宅価格暴落といった引き金要因が一部の金融機関の破綻をもたらし、その後、問題を増幅させる要因が存在する場合に全面的な危機が発生する。ただ、この際、そもそも引き金要因がシステム内生的に作り出されていることも少なくない。今次の危機はまさにこうしたケースであり、クリントン政権からブッシュ政権へと至る時期のアメリカでは、企業統治と規制監督の両方のレベルで不適切に緩和された規制体制が維持・増長されていたのであり、さらに市場流動性の枯渇が増幅要因となったことで、システムレベルの危機に至り着いた。したがって、その後の規制改革においても、銀行以外の大規模金融機関に対する破綻処理手続の整備といった第二段階への初期消火対策と共に、自己資本比率規制の是正を通じたリスク補足の強化など、危機の第一段階に対する防火対策への取り組みが重視されている。このように述べた上で、池尾氏は、日本の現状へと話を進め、銀行へのリスク集中を見直し、新たな受け皿を作る上で、市場型間接金融が引き続き意義を有している点を指摘した。



西口報告：本報告では、リスク管理の実務や自己資本規制の実施の観点から、金融規制の再構築についての論点を最近の動向も踏まえて論じられた。まず、予備的調査として、日本の金融システムの問題点を銀行へのリスク集中、脆弱な信用供与、低収益体質、公共性への傾斜という特徴から指摘した。さらに今次のリスク管理の問題は、ここ 20 年の銀行規制の変遷の中にその根があるとして、特にバーゼル委員会において決定される BIS 規制のリスク把握という観点から議論した。さらに、今日では、連鎖リスクや循環リスク等の新たなリスクが急拡大し、現状のリスク管理では限界があるため、それら新しいリスクを把握・管理する方法として、マクロリスクの考え方が提示された。一方で、国際的な金融規制の見直しも進展しており、バーゼル委員会ではバーゼルⅢという規制強化のための合意が決定されている。しかしながら、バーゼルⅢには、規制内容の過度の複雑化や自己資本規制への偏重等の問題が存在し、将来の金融上の課題に対処するためには、金融規制全般の総点検と再設計が必要とされる時期に来ているのではないかと指摘もあった。

谷澤報告：本報告では、報告者自身の法律実務での経験を踏まえ、金融規制についての問題点を民間企業の立場と行政からの視点の両面から検討された。本報告では、まず、資本市場に対する規制ではなく金融業者に対する規制に的を絞って議論される点で他の報告との相違が明らかにされた。具体的には、銀行業法、金融商品取引業法、保険業法（さらに貸金業法）等の中で、リスクがどのように扱われているのか、各法によって異なっているのか、全体として扱われるべきかという点が議論の中心であった。そして、現状では、金融業者に対する規制は、国



際的にも国内規制上も自己資本規律を中心とする枠組みとなっていることを示した上で、そのような自己資本規律規制の有効性がより重要な争点であることを指摘した。そして、国際合意を受けて無理に規制水準を引き上げるのではなく、社会的な便益と損失をバランスするような適切な水準による規制が必要であると議論された。

木下報告：本報告では、世界的な金融危機発生後の金融資本市場の改革に関する国際的な合意と日本における金融市場規制改革の関係が議論された。まず、G20 ピッツバーグサミットでの合意を受け、信用格付け機関やヘッジファンドへの規制強化、さらにこれまで規制・標準化されていなかった市場・商品に対しても規制を設ける等、今次の危機を生み出したと考えられる問題についての対応が進展していることが紹介された。そして、そのような国際的合意を受け、日本においても金融商品取引法の改正や決済システムの強化が実施されることで金融市場規制の改革が進展している。一方で、そのような国際合意を国内に移植する際の問題も存在する。例えば、日本の法体系では、規制対象に対する事前の明確化が必要とされるため、規制改正のタイムラグが生じる。また、履行メカニズムにおいても行政当局による執行が中心で、私的な監視体制が十分ではない。さらに、金融システムの背景にある基礎的な観念の差から、日本では同じ規制でも委縮機能が大きくなるという問題点もあることが指摘された。



以上のような報告を受け、質疑応答では、日本の金融市場の問題点として、銀行の公共性への傾倒や規制が委縮効果を持つことについて議論された。また、BIS 規制という国際的な合意が国内規制に先行することの問題点も指摘された。それに対しては、バーゼル委員会において日本が提案した規制も存在し、必ずしも欧米だけで形成されたルールではないことが指摘された。また、報告で十分議論されなかった論点としてモニタリングの問題についても取締役会のリスク管理という観点から議論が深められた。

* *

平成 23 年度 第 2 回社会秩序部会研究会

- ◇日 時：平成 23 年 5 月 30 日 (月) 17:00~19:00
- ◇場 所：京都大学法経本館 3 階 小会議室
- ◇報 告：久本 憲夫氏 (京都大学大学院経済学研究科教授)
- 「日本の労働組合をどう認識するか」



【概要】2011 年 4 月 25 日の第 1 回研究会で、今日の日本の労働組合法制について議論が交わされた際、労使関係の実態に関しては、経済学の専門家からも知見を得るべきとの意見が出た。これを受けて開催された今回の研究会では、社会政策論を専門とする久本教授から、労働組合の現状について、最新のデータに基づく分析が提示された。

まず、日本の企業別労働組合の特徴として、工職一体組合であること、その上で、組合の多くが大企業において組織されているため、高学歴構成員主体の組合であることが指摘された。役員に目を向けるならば、大卒・大学院修了者の割合は全体の 3 分の 1 以上に達し、特に若年層ほど、高学歴化の傾向が見られる。他方、使用者の側も従業員から輩出される内部昇進が主流であるため、彼ら組合員と経営者との間の意識の差は小さく、そのことが日本的雇用システムの形成に寄与してきた。

1980 年代以降の株主構造の変化によって、各企業の経営者が短期業績圧力・株主価値重視への圧力を大きく受ける中、こうした構造にも変化が生じてきたが、2000 年代半ば以降は、再び従業員が重視されるような揺れ戻しが起きている。この点、久本教授は、2000 年代初頭に各企業で活発に行われた労働者への希望退職呼びかけが、企業の将来を見据えた若い世代の自発性に負うところが大きく、労使問題上の大きなテーマとならずに一般化していったためでは

ないかと見る。2000 年代後半の展開は、信託銀行の株主所有比率が高まり株主構造が不安定性を増したことからくる相対的な動きであり、雇用保護への意識は従来からある程度一貫しているのである。ただ、この関係で注目されるのは、こうした枠組みの外に位置する未組織労働者である。80 年代に常用パートタイマーからフルタイムの労働者を区別すべく現れた「正社員」の語は、2000 年代後半、急激に使用頻度を増してきたが、非正規雇用の労働者の大半は、中小企業の労働者同様、問題が生じた時のみコミュニティ・ユニオンを訪れ、解決と共に出ていく「回転ドア」的な存在であり、組織の形成・維持には貢献しない。

このように見るならば、コアシステムの労働組合においては、幹部層の獲得、正社員の多様化、非正社員への拡大が、周知的システムの組合活動においては、過半数従業員代表制の実質化に加え、インターネットなどを利用した企業外組合組織の対応が求められていると言える。以上の報告を受けて、参加者からは、個々の事実関係についての確認の他、労働組合形成の客観的条件を特定し、立法論に接続させることは可能かといった問題や、政策的議論との連携など、幅広い論点について意見が交わされた。

* *

平成 23 年度 第 1 回エンフォースメント部会研究会

- ◇日 時：平成 23 年 6 月 14 日 (火) 13:00~16:10
- ◇場 所：京都大学法経本館 3 階 小会議室
- ◇報 告：小久見 祥恵氏 (日本学術振興会特別研究員 (PD))
「フェミニズムによる婚姻批判と新しい家族モデル
—M.A. ファインマンの議論を手がかりに」
小泉 明子氏 (学術創成研究員)
「家族の価値 (Family values) とはなにか
—宗教右派と同性婚」

【概要】小久見報告：本報告では、エモリー大
ロースクール教授 M.A. ファインマンの議論が
提示する新しい家族モデルが紹介・検討された。
婚姻関係を中心とする従来の核家族モデル (「性
的家族」) は、特権化されると同時に私事化され
た依存の受け皿になっている。「性的家族」の問
題性を克服するため、ファインマンは法的カテ
ゴリーとしての婚姻を廃止して「ケア関係」を
家族関係の中核にすえ、この「ケア関係」に国家が社会保障による
優遇を付与すべきであると主張する。さらに、近年では「脆弱な主
体」を前提とした平等論を主張し、家族をめぐる問題から出発して
その理論の射程を広げつつある。

小久見氏は、家族の個人化を追求する個人主義的家族モデルを支持し、法的家族を個人の権利に基づき形成されるとみる権利基底
の理論を採用することが適切だと説く。そのような観点から、ファ
インマンの議論のフェミニズム法理論における位置づけ、法的婚姻
制度を廃止し婚姻関係を契約関係として規制することの意義、さら
に「ケア関係」を核とする家族モデルの意義と問題点について検討を
加えた。

質疑応答では、権利基底的な家族とファインマンの考えるケア
関係を軸にした家族の捉え方はいかんにして両立しうるのか、両立のた
めの概念装置が必要ではないか、何をもって「ケア」ととらえるか、
国家から社会保障による優遇を受けるとするケア関係をどう捕捉
するか、といった点が議論された。

小泉報告：本報告では、主に 1990 年代のアメリカ合衆国における、同性婚に対する保守派のバックラッシュについて「家族の価値 (family values)」という言説を手がかりに検討がなされた。

「家族の価値」とは、いわゆる核家族を伝統的な社会の基本単位として理想視し、擁護・復活を目指すイデオロギー言説であり、特に同性婚問題においては、「家族の価値」をめぐる対立が先鋭化した。第二次バックラッシュの時代 (1990 年代) には、「家族の価値」を掲げる宗教右派勢力が、共和党の票田となり、具体的な政策にも「家族の価

値」が取り込まれるようになる。とりわけ DOMA (婚姻防衛法) 並びに PRWORA (個人責任および雇用機会調整法) は「家族の価値」が色濃く反映されたものであると指摘された。

以上のような展開を踏まえて、なぜアメリカでは同性婚などの家族をめぐる問題が政治問題化するのかについて、次のような分析が示された。すなわち、新自由主義などが掲げる「小さな政府」を支えるものとして「家族」が重視され、婚姻に付与される利益が無視できないものとなったのではないか。事実上の家族形態の多様化を背景に、保守派の懸念が高まったのではないか。さらに、多様性にあふれた社会の共通項の一つとして、「家族」が重視されるのではないかとといった分析である。

本報告に対して、「家族の価値」と同性婚批判との関連性などについて質疑が行われた。

* *

平成 23 年度 第 3 回社会秩序形成部会研究会

- ◇日 時：平成 23 年 6 月 18 日 (土) 13:00~17:00
- ◇場 所：京都大学総合研究 2 号館 2 階 公共第 1 RPG ルーム
- ◇報 告：岸野 薫氏 (香川大学法学部准教授)
「持続可能な社会の実現と財産権
—環境問題からのアプローチ」
赤坂 幸一氏 (九州大学法学研究院准教授)
「私法秩序と基本権」



【概要】岸野報告：本報告は、現代における資源枯渇問題へのアプローチの 1 つとして、世代間衡平の議論を手掛かりに、「現在の世代は、将来配慮義務を根拠に、現に資源を有する者の財の処分の自由をどこまで制約し得るか」という問いに取り組むものであった。

まず、世代間衡平に関する議論として、ロールズの貯蓄原理、シュレイダー=フレチェットの世代間契約論、パートリッジの権利論、ヨナスの責任論など一連の先行研究が紹介され、各理論の孕む問題点が指摘された。

その上で、デ・シャリットの共同体論に特に注目し、相互性を欠く世代間に配慮義務を成り立たせるにあたって、道徳的類似性を有する共同体を時間次元で拡張した「世代を超えた共同体」の概念が有効である旨が示された。そこでは、同一の共同体に属する過去の世代も、将来の世代も、現在の自己を定義する一部とみなされるため、将来配慮という通時的・普遍的倫理は、共同体内において比較的容易に共有される。この点で、共同体論は、現在の世代の道徳的義務を導き出す手掛かりになる可能性のあることが示唆された。

最後に、以上の議論を、環境法の分野で用いられる予防原則や事前配慮義務に照射し、その理論的根拠としての意義と、法的議論に持ち込む場合の限界が提示された。

赤坂報告：本報告は、ドイツにおける私法秩序と基本権の関係をめぐるドグマーティクの変遷・蓄積を跡付けたうえで、基本権保護義務論に内在する複数の観点を別括し、議論の位相の明確化が意図された。すなわち、自然法思想の再興を受けた初期学説から、主観的基本権と客観的価値秩序の併存を認める判例の確立、アレクシーによる三次元モデルの提示などを経て、1980 年代以降に通説化した保護義務論の作用=権限法的含意が指摘された。

その上で、1980 年代後半以降の基本権作用 (Funktionen der Grundrechte) の分節化をめぐる議論を取り上げ、基本権保護義務論には(a)公権力行使を正当化し、社会契約のメタファーによる国家の超憲法的な [法的] 安全確保任務を指定する思想史・国家哲学の観点、(b)Annextheorie による両観点の併存、[主観的・抽象的な「法的価値」ならぬ] 基本権法益の保護を説く価値理論・原理理論の観点、(c)作用=権限法的側面から Menschenwürdekern に着目する人間の尊厳 (GG1 条 1 項) の観点、(d)防御権に還元して考察する観点、(e)社会国家原理による動的な利益 (再) 配分と、基本権保護義務に



よる静態的な現状維持とを憲法上区別して取り扱うべきだとする社会国家原理／基本権保護義務峻別論の観点を取り上げ、わが国において「基本権保護義務論」を説く場合には、基本的に(a)・(c)を基盤とすべきことが主張された。

* *

平成 23 年度 第 4 回社会秩序形成部会研究会

◇日 時：平成 23 年 6 月 22 日 (水) 15:00～17:00
 ◇場 所：京都大学法経本館 3 階 小会議室
 ◇報 告：呉 学殊氏 (労働政策研究研修機構主任研究員)
 「合同労組ノ現状と存在意義
 一 個別労働紛争解決に関連して一」



【概要】呉学殊氏は 1980 年代から運動として拡大する個人加盟の合同労組の現状、及び合同労組のもつ紛争解決機能の促進に求められるべき行政支援について報告した。日本の一般的な労働組合の組織形態は企業別組合であるが、近年増加しつつある合同労組について呉氏は、「当該組合の規約に賛同する労働者であれば個人の誰でも組織でも加入できて一定地域を基盤に労働三権(団結権、交渉権、行動権)を行使する労働組合」と定義する。

合同労組の一種とされるコミュニティ・ユニオンは 1980 年代に地区労により形成され、「労働者の駆け込み寺的な役割」を担い全国的なネットワークも有している。またバブル崩壊以降、組織人口の減少に対する対応策を迫られた連合が組織拡大対象の受け皿として結成した地域ユニオンも合同労組である。連合は地域ユニオンを「一定範囲の地域社会を組織単位としている労働組合」と位置づけ、積極的な展開を図っている。全労連は 2002 年以降、①労働共済、②常設労働相談所に加えて、③ローカルユニオンの確立を追求してきた。中小労働運動の強化をうたう全労協も「個人でも入ることができる合同労組の役割は決定的に大きい」との見解を示している。

これらの合同労組の活動で最も重視されているのは、労働相談・紛争解決である。合同労組の労働紛争自主解決率は約 50~75% と比較的高い。個別の労働紛争は使用者側の労働法規違反、労働法への無知から生じているものが多く、行政が労働法の周知・遵守の徹底化を図るべきであるところ、合同労組が使用者側との団体交渉により紛争解決を行っている。労使の紛争解決・予防には労使間のコミュニケーションの改善や使用者への労働教育が必要とされるが、加えて呉氏は、労働相談や労働情報の提供といった公的役割を担っている合同労組に対し、公的支援のあり方を具体的に検討すべきであると主張する。議論では、合同労組による紛争解決は行政・裁判による紛争解決方法に比べて公正であるか、合同労組を利用した労働者は紛争解決の結果に満足しているか、合同労組が従来の企業別労働組合が行うべき仕事を担うことにより、労働組合に存在する問題を隠してしまっていないか、厳しい財政状況、受け身的な運動といった合同労組の限界をどうするか、従来の企業別組合がユニオン・ショップ協定を変えて非正規労働者を加入対象とすることは可能か、といった疑問や意見が出された。

* *

平成 23 年度 第 5 回社会秩序形成部会研究会

◇日 時：平成 23 年 7 月 15 日 (金) 14:00～17:30
 平成 23 年 7 月 16 日 (土) 9:30～12:00
 ◇場 所：国際高等研究所 セミナー1
 ◇報 告：服部 高宏氏 (京都大学大学院法学研究科教授、研究分担者)
 「ケア論の動向から見た社会保障問題」
 西村 健一郎氏 (同志社大学教授)
 埋橋 孝文氏 (同志社大学教授)
 「社会保障の動向とケア問題
 一日本のセーフティネットのかたち」

武川 正吾氏 (東京大学教授)
 河 幹夫氏 (神奈川県立保健福祉大学教授)
 「社会保障の動向とケア問題」

【概要】国際高等研究所研究プロジェクト「ケアと基盤とする社会保障システムの新たな構築」との共催で、研究会を開催した。同プロジェクトとしては初回の会合であり、ケア論および社会保障におけるケア問題の最近の動向について、研究会メンバーが概観的な紹介を行い、研究会メンバーの問題関心の共有化をはかった。まず、学術創成研究の研究分担者である服部高宏から、「ケア論の動向からみた社会保障問題」と題して、ケアの概念・性質をめぐる最近の議論状況をふまえ、ケア論が社会保障システムにどのような問題提起をしているかについて全般的な報告し、それをふまえて、参加者がそれぞれの問題関心を紹介しながら、意見交換を行った。

次に、「社会保障の動向とケア問題」というテーマについて、西村健一郎氏が、「社会保障からみた『ケア』」と題して、ドイツやイギリスでの社会保障の成立から、わが国の社会保障法制の従来の展開過程を回顧したうえで、社会保障法における 2 種類の給付である金銭給付と現物給付のうち、ケアを後者に位置付け、その意義と問題点について検討を加えた。さらに、埋橋孝文氏が、「日本のセーフティネットのかたち」という題目で、わが国のセーフティネットの諸形態におけるケア問題の位置づけという観点から、比較福祉国家論の視点も入れながら、わが国の現状についての分析と問題提起を行った。

研究会 2 日目には、前日に引続き「社会保障の動向とケア問題」というテーマに関して、まず、武川正吾氏が、「岐路に立つ日本の介護システム」と題し、介護の日本の特徴について分析したうえで、介護システムにおけるケアのグローバル化という観点から、外国人介護労働の受け入れなどを具体例として取り上げつつ、日本の介護福祉の今後についての問題提起を行った。次いで、河幹夫氏が、社会保障論のこれまでの流れをふまえつつ、社会サービス給付の制度と実践をめぐる難問という観点から、自由権と社会権の関係への原理的考察も行いながら、ケアの特性とそれを活かす制度構築が抱える問題点を指摘した。

それぞれの専門領域の知見をふまえて問題を提起し、質疑応答と意見交換を行った。

* *

平成 23 年度 第 2 回エンフォースメント部会研究会

◇日 時：平成 23 年 9 月 20 日 (火) 15:00～17:00
 ◇場 所：京都大学法経本館 3 階 小会議室
 ◇報 告：仲野 武志氏 (東北大学大学院法学研究科准教授)
 「国税の優先権の法的性質
 ——内国税と関税との対比を中心に」



【概要】本報告は、国税の優先権(国税徴収法 8 条)と先取特権(民法 303 条)の異同を明らかにすることにより、国税徴収法等の解釈論及び立法論に対して示唆を与えることを目的とするものであり、以下のような分析が示された。

内国税については、明治 10 年の布告は、公売の対象を課税物件に限る物権主義を採用していた。そこでの優先権は、物が課税物件であること自体に基礎をおいているから、他の債権者との競合を前提とする相対的優先ではなく、競合以前の絶対的優先である。ここでは物の価値の一部がもともと国に留保されているため、優先権は先取特権ではなく、原始的物上負担に当たる。

明治 22 年には現行国税徴収法の原点である国税滞納処分法が制定され、物権主義が廃止されて、租税滞納者の一般財産が公売の対象となった。ここでの優先権は、私法上の優先順位の階梯内に収まることによって、国税に劣後する担保権が必ずしも完全な補償を受けることなく消滅することを正当化している。その論理は先順位担保権の実行に伴う後順位の担保権の当然消滅のほか

ならないから、優先権は一般の先取特権に当たる。

一方、関税の優先権は、旧関税法の下では、保税地域内で蔵置期限が切れた貨物の整理競売手続において、質権に対する優先として発現した。関税の優先権は貨物が保税地域内にあることに基礎をおく絶対的優先であり、原始的物上負担に当たる。現行関税法の優先権は、旧法の場合に加え、保税地域外にある貨物についても、国税徴収法の滞納処分の場合による強制徴収の形で発現する。ここで輸入貨物以外の一般財産が公売される場合には、関税の優先権は内国税と同じく、一般の先取特権に相当する。しかしながら、輸入貨物が公売される場合には、いかなる私債権にも関税が優先するため、新たに設定された質権との関係では予測可能性が保障されず、内国税との均衡に照らすと、違憲の疑いがある。

以上の検討にかんがみ、内国税の優先権については、「私法の論理を享受する以上、私法の論理を甘受すべきである」として、例えば不動産から動産への差押換え請求を緩やかに解すべきであり、関税の優先権については、上記の問題を立法上解消すべきというのが、本報告の結論である。

質疑応答では、納期限の一年前を基準に国税と私債権の優劣を決していた旧国税徴収法における優先権は先取特権とはいえないのではないか、国税徴収法を合憲とし関税法を違憲とする論拠は何か、国税と私債権との競合はあらかじめ契約条項に盛り込んでおくことにより回避しうる問題なのではないか等々の質問が出され、密度の濃い議論がなされた。

れまでの研究をもとに国内規制体制に対する外的な圧力の作用をより一般化した形で理論化する。

西村 邦行 京都大学大学院法学研究科
 研究員 (科学研究・学術創成)

【専門領域】 国際政治学

【研究活動】 草創期の国際関係論について、歴史的な視点から研究を進めてきた。具体的には、イギリスの知識人 E・H・カーを焦点に、彼が第二次世界大戦前後に展開した秩序構想の歴史的・現代的意義を探ってきた。カーの生きた大戦間期のイギリスは、国際場裏における帝国主義的な角逐と国内・国際両面での経済格差の拡大によって、一八世紀後半以降に進展してきた自由主義が、政治・経済の両面で行き詰まりを見せた一つの過渡期であり、やはり自由主義的な発想の下に進められてきた構造改革の後の現代日本といくつかの類似点を有する社会であったと言える。本プロジェクトの下では、この二つの時代・社会の違いにも注目しつつ、初期国際関係論の秩序構想が持つ意義に関する考察を一段推し進める予定であり、昨年度来取り組んできたカーと経営学者 P・F・ドラッカーとの比較を通じて、現代社会の在り方に関する示唆を引き出したいと考えている。



研究員紹介

小泉 明子 京都大学大学院法学研究科
 研究員 (科学研究・学術創成)

【専門領域】 法社会学

【研究活動】 アメリカを対象として、イデオロギーとしての「家族」をめぐる問題について研究をすすめている。1990年代より本格化する、同性愛者の同性婚の承認を求める運動(同性婚訴訟)は、保守派によるバックラッシュを引き起こした。アメリカでは、同性婚の是非をめぐる対立は文化的価値観をめぐる対立(文化戦争)と捉えられ、世論を二分する政治的争点になっている。そしてこの同性婚の承認をめぐる対立は、家族の外延をめぐる対立とみることができる。同性婚に限らず、いかなる関係性を「家族」とみるかについては欧米諸国で変容があり、従来法的保護の対象であった近代家族像に当てはまらない関係性に対しても、保護を付与する様々な法制度が制定され、定着しつつある。日本の状況も視野に入れつつ、こうした従来とは異なる「家族」を保護する法制度の内容や、背景にある家族観の変遷を明らかにしたい。本研究を通じ、プロジェクトの課題である社会構成システムの検討に貢献ができれば、と考えている。



長久 明日香 京都大学大学院法学研究科
 研究員 (科学研究・学術創成)

【専門領域】 国際政治学

【研究活動】 これまで、日米間の貿易問題に関する経済交渉と国際貿易レジームである GATT/WTO との関係を中心に研究を進めて来た。二国間交渉であれ多国間交渉であれ、近年の経済交渉の争点は純粋な貿易問題に止まらず、むしろ貿易を阻害するような国内規制の撤廃あるいは調和が中心となっている。このような国内規制措置への注目は先進諸国の構造改革の進展と深く関わっており、その点でポスト構造改革期における秩序形成という本プロジェクトのテーマに沿うものである。これまで公表した研究成果では、電気通信分野と食品衛生分野という国内規制に深く関わる領域を事例として日米経済交渉と GATT/WTO での交渉との相互作用についての分析をまとめた。今後の研究では、こ



活動記録 (対象期間:平成23年4月1日～平成23年9月30日)

平成23(2011)年

- 4月14日(木) 平成23年度 第1回学術創成全体会議
- 4月25日(月) 平成23年度 第1回社会秩序形成部会研究会
- 5月20日(金) 平成23年度 第1回市場秩序形成部会研究会
- 5月30日(月) 平成23年度 第2回社会秩序形成部会研究会
- 6月14日(火) 平成23年度 第1回エンフォースメント部会研究会
- 6月17日(金) 平成23年度 第1回国際ワークショップ
- 6月18日(土) 平成23年度 第3回社会秩序形成部会研究会
- 6月22日(水) 平成23年度 第4回社会秩序形成部会研究会
- 7月14日(木) 平成23年度 第2回学術創成全体会議
- 7月15日(金) 平成23年度 第5回社会秩序形成部会研究会
- ～16日(土)
- 8月9日(火) 平成23年度 第2回国際ワークショップ
- 9月20日(火) 平成23年度 第2回エンフォースメント部会研究会
- 9月26日(月) 平成23年度 第1回国際シンポジウム
- ～28日(水)

編集後記

「学術創成研究通信」第11号は、平成23年度4月から9月までの研究活動を掲載しております。今回は、平成23年度学術創成新研究員の紹介を掲載致しました。

学術創成研究通信 第11号
 平成24年1月31日発行
 科学研究費補助金・学術創成研究費
 ポスト構造改革における
 市場と社会の新たな秩序形成
 ―自由と共同性の法システム―
 研究代表者: 川濱 昇

発行者: 川濱 昇
 編集・製作: 学術創成研究支援室
 連絡先: 学術創成研究支援室
 〒606-8501 京都市左京区吉田本町
 京都大学大学院法学研究科
 Tel/Fax 075-753-3204
 gakuso@law.kyoto-u.ac.jp
 http://kaken.law.kyoto-u.ac.jp/gakuso/

